

移行定着支援事業実施要領

1 趣旨

この要領は、沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金交付要綱（平成19年3月7日沖縄県福祉保健部長決裁。以下「補助金交付要綱」という。）及び移行定着支援事業実施要綱（平成21年11月5日沖縄県福祉保健部長決裁。以下「事業実施要綱」という。）に定めるもののほか、移行定着支援事業の実施に関し必要な事項を定める。

2 補助対象事業所

移行定着支援事業の補助対象事業所は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までに、次の各号に掲げる事業所又は施設（以下「小規模作業所等」という。）から障害者自立支援法に基づく新体系サービスの事業所（地域活動支援センターを除く。以下「新体系サービス事業所」という。）へ移行する事業所とする。

- (1) 小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第15条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）
- (2) 小規模通所授産施設（障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）附則第41条の規定によりなお従前の例に運営することができるとされている身体障害者小規模通所授産施設、法附則第58条の規定によりなお従前の例に運営することができるとされている知的障害者小規模通所授産施設及び法附則第48条の規定によりなお従前の例に運営することができるとされている精神障害者小規模通所授産施設で、その運営事業に対して都道府県の補助を受けているものをいう。）
- (3) 福祉工場（身体障害者福祉工場の設備及び運営について（昭和47年7月22日社更第128号更正省社会局長通知）及び身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る福祉工場等の相互利用制度実施要綱（平成19年12月3日障発第1203001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙。以下、この号において「福祉工場等の相互利用制度実施要綱」という。）に基づき運営される身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場設置運営要綱（昭和60年5月21日厚生省発児第104号厚生事務次官通知の別紙）及び福祉工場等の相互利用制度実施要綱に基づき運営される知的障害者福祉工場並びに法附則第48条の規定によりなお従前の例に運営することができるとされている精神障害者福祉工場（福祉工場等の相互利用制度実施要綱に基づく事業を行うものを含む。）で、その運営事業に対して都道府県の補助を受けているものをいう。）
- (4) 精神障害者生活訓練施設（法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができるとされている精神障害者生活訓練施設（デイ・ケア施設併設型又は一般型）で、その運営事業に対して都道府県の補助を受けているものをいう。）
- (5) 精神障害者授産施設（法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができるとされている精神障害者通所授産施設及び精神障害者入所授産施設で、その運営事業に対して都道府県の補助を受けているものをいう。）

3 交付申請

補助金の交付を受けようとする事業所は、知事が別に定める日までに補助金交付要綱第4条に規定する沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金交付申請書を提出するときに、合わせて移行定着支援事業実施届出書（要領第1号様式）を知事に提出することとする。

補助金の交付申請は、新体系サービス事業所として法第36条の規定による知事の指定を受けた日以降に行うこととする。ただし、知事が特に認める場合については、その限りでない。

4 補助対象経費の内容

移行定着支援事業に係る補助対象経費は、小規模作業所等が新体系サービス事業所へ移行した場合において経過的に生じる経費で、次のとおりとする。

- (1) 移行定着支援事業の補助対象となる経費については、新体系サービスで新たに生じる事務処理の定着支援のための事務職員の雇用や事務処理機器の購入等に係る経費（以下「事務処理定着促進経費」という。）のうち、別表に定める補助対象経費とする。
- (2) 移行定着支援事業の補助対象となる経費については、小規模作業所等が新体系サービス事業所へ移行する場合において、移行前の利用者が移行後に引き続き当該新体系サービス事業所を利用し、定着するための経過的な施策（以下「利用者負担減免措置」という。）であって、次のアからウまでに掲げるすべての要件を満たすものに係る経費とする。

- ア 小規模作業所等の移行前の利用者が移行後に引き続き当該新体系サービス事業所を利用し、定着させることを目的として、事業者が自らの判断により、移行定着支援事業の実施に係る経費として交付される補助金の範囲内において、事業者が負担して行うこと。
- イ 新体系サービス事業所に移行する前から小規模作業所等を利用しており、引き続き移行後の当該新体系サービス事業所を利用する者（他の障害福祉サービス事業所を利用している者を除く。以下「減免対象者」という。）を対象とすること。
- ウ 利用者負担減免措置の実施に当たっては、新体系サービス事業所を利用する減免対象者に同様又は同等の措置を実施し、減免対象者の利用の内容又は形態に応じ利用者負担減免措置の種類及び内容に差異を設けていないこと。

5 補助基準額

補助金の補助基準額は、次のとおりとする。

- (1) 初年度（補助対象事業者が新体系サービス事業所として法第36条の規定による知事の指定を受けた日（(2)において「指定日」という。）の属する会計年度）の補助基準額は、1,000千円とする。
- (2) 2年度（指定日から1年経過する日の翌日の属する会計年度）の補助基準額は、500千円とする。

6 変更届

補助金の交付決定後に事情の変更により、事業計画の中止又は内容の変更を行う場合は、補助金交付要綱第5条第1項第1号及び第2号並びに第7条に定める手続と合わせて、移行定着支援事業の実施に係る（中止・変更）届出書（要領第2号様式）を知事に提出することとする。ただし、交付決定の基礎となる事業費総額の20パーセント以内の軽微な変更の場合で、要領第1号様式（別紙2）に記載する実施方法に関し変更がないときは、その限りでない。

7 実績報告

補助金の交付を受ける事業所は、事業完了後1月が経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助金交付要綱第10条の規定により沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金実績報告書を提出するときに、合わせて移行定着支援事業実施報告書（要領第3号様式）を知事に提出することとする。

8 その他留意事項

知事は、事業者から移行定着支援事業を利用した利用者負担減免措置の実施の届出があった場合は、管内市町村に利用者負担減免措置の実施に関する情報を提供することができるものとする。

附 則（平成22年2月26日障害保健福祉課長決裁）

この要領は、平成22年2月26日から施行し、平成21年度分の予算から適用する。

別表（要領4関係）

事務処理定着促進経費に係る補助対象経費

内容	補助対象経費
事務職員の雇用に係る経費	給料、報酬、手当、共済費及び賃金
事務処理機器の購入等に係る経費	備品購入費及び当該備品の購入に付随して生じる消耗品費並びに役務費（通信運搬費・手数料等） 補助事業の対象となる事務処理機器については、申請する年度の3月31日までに搬入納品されるものに限るものとする。

移行定着支援事業実施届出書

1 移行前の事業内容について

名 称				
所在地				
移行前の事業種別	() 小規模作業所	() 精神障害者生活訓練施設	() 小規模通所授産施設	() 精神障害者授産施設
	() 福祉工場			

【備考】該当する事業内容に○を付けてください。

2 移行後の新体系サービス事業の状況について

指定年月日	年	月	日
移行後の事業種別	() 生活介護	() 就労継続支援(A型)	() 療養介護
	() 自立訓練(機能訓練)	() 就労継続支援(B型)	() 自立訓練(生活訓練)
	() 就労移行支援	() 施設入所支援	() グループホーム・ケアホーム
	() その他()	() 福祉ホーム	

【備考】該当する事業内容全てに○を付けてください。

3 事業実施計画

事業内容	種別(費用の内訳)	事業費
(1) 事務処理定着促進経費	(1) 事務処理定着促進経費(ア+イ)	(1) 円
	ア 移行定着支援のための事務職員の雇用	ア 円
	内訳 給料	円
	報酬	円
	手当	円
	共済費	円
	賃金 ()	円
イ 移行定着のための事務処理機器の購入	イ 円	
	内訳 備品購入費	円
	()	円
	()	円
(2) 利用者負担減免措置費	(2) 利用者負担減免措置の費用	(2) 円
総事業費((1)+(2))	円	精算報告額 (左の額の千円未満切り捨てた額) 千円

添付書類

(1) 事務処理定着促進経費	
ア 事務職員の雇用	(ア) 当該対象職員の氏名及び採用年月日がわかる書類の写し
イ 事務処理機器購入	(イ) 事務処理機器の一覧又は商品カタログ(該当部分のみ、写し可)等 (ウ) 複数業者の見積書等(既に支出済みの場合は納品書(写し)及び支払い領収書(写し))
(2) 利用者負担減免措置費	要領第1号様式(別紙1)から(別紙3)まで
(3) その他 指定通知書の写し(指定手続き中の事業所は、県に提出した指定申請書の事業所控えの写し)	

利用者負担減免措置の実施に係る届出書

平成____年____月____日

沖縄県知事 殿

申請者 所在地

(設置者) 名称

代表者

印

沖縄県障害者自立支援臨時特例基金特別対策事業補助金交付要綱に基づく移行定着支援事業を活用し利用者負担軽減事業を実施したいので、下記のとおり関係書類を添えて届出ます。

申請者 (設置者)	フリガナ 名称			
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 _____) 県 郡・市	
	連絡先	電話番号	FAX番号	
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ	
			氏名	
代表者の住所				
指定 (予定) 事業所	フリガナ 名称			
	事業所の所在地		(郵便番号 _____) 県 郡・市	
	連絡先	電話番号	FAX番号	
	指定(予定)年月日		平成 年 月 日	

利用者負担減免措置の実施計画書

〇〇〇〇事業所においては、次のとおりの利用者負担の軽減を行うこととしており、これに要する費用については以下のとおり見込んでいます。

初年度	
利用者負担 減免措置の 内容	1 実施方法 (例：利用者負担額の全額を軽減する。) 2 対象者数 (例：6人) 3 対象者の支給決定市町村別人数 (例：〇〇市5名、〇〇町1名)
所 要 額	初年度総額 円

2年度目	
利用者負担 減免措置の 内容	1 実施方法 (例：利用者負担額の半額を軽減する。) 2 対象者数 (例：6人) 3 対象者の支給決定市町村別人数 (例：〇〇市5名、〇〇町1名)
所 要 額	2年度目総額 円

利用者負担軽減措置減免対象者名簿(計画)

年度区分 (初年度 ・ 2年度目)

減免措置の実施(予定)期間(平成__年__月分から平成__年__月分)

	支給決定市町村	減 免 対 象 者 氏 名	月額	対象月数	年度内軽減額
1			円	月分	円
2			円	月分	円
3			円	月分	円
4			円	月分	円
5			円	月分	円
6			円	月分	円
7			円	月分	円
8			円	月分	円
9			円	月分	円
10			円	月分	円
11			円	月分	円
12			円	月分	円
13			円	月分	円
14			円	月分	円
15			円	月分	円
16			円	月分	円
17			円	月分	円
18			円	月分	円
19			円	月分	円
20			円	月分	円
21			円	月分	円
22			円	月分	円
23			円	月分	円
24			円	月分	円
25			円	月分	円
			合計		円

【備考】この様式は、各事業年度区分ごとに別葉で作成すること。

要領第2号様式

移行定着支援事業の実施に係る(中止・変更)届出書

平成__年__月__日

沖縄県知事 殿

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者

印

平成__年__月__日付で申請した沖縄県障害者自立支援臨時特例基金特別対策事業補助金交付要綱に基づく移行定着支援事業について、下記のとおり(中止・変更)しますので報告します。

記

1 中止又は変更の理由

2 中止又は変更の内容

3 変更の場合は、変更後の内容について、要領第1号様式及び添付書類を提出すること。

移行定着支援事業実施報告書

1 事業実施報告

事業内容	種別(費用の内訳)	事業費
(1) 事務処理定着促進経費	(1) 事務処理定着促進経費(ア+イ)	(1) 円
	ア 移行定着支援のための事務職員の雇用	ア 円
	内訳 給料	円
	報酬	円
	手当	円
	共済費	円
	賃金 ()	円
イ 移行定着のための事務処理機器の購入	イ 円	
内訳 備品購入費	円	
()	円	
()	円	
(2) 利用者負担減免措置費	(2) 利用者負担減免措置の費用	(2) 円
総事業費((1)+(2))	円	精算報告額 (左の額の千円未満切り捨てた額)
		千円

添付書類

(1) 事務処理定着促進経費	
ア 事務職員の雇用	(ア) 当該対象職員の氏名及び採用年月日がわかる書類の写し (イ) 当該対象職員の賃金台帳等支払い内容がわかる書類の写し
イ 事務処理機器購入	(ア) 事務処理機器の一覧、商品カタログ(該当部分のみ、写し可) (イ) 納品書(写し) (ウ) 支払い領収書(写し)
(2) 利用者負担減免措置費	要領第3号様式(別紙1)

要領第3号様式(別紙1)

利用者負担軽減措置減免対象者名簿(実績)

年度区分(初年度 ・ 2年度目)

軽減措置の実施期間(平成__年__月分から平成__年__月分まで)

	支給決定市町村	減 免 対 象 者 氏 名	実施月数	期間内軽減額
1			月分	円
2			月分	円
3			月分	円
4			月分	円
5			月分	円
6			月分	円
7			月分	円
8			月分	円
9			月分	円
10			月分	円
11			月分	円
12			月分	円
13			月分	円
14			月分	円
15			月分	円
16			月分	円
17			月分	円
18			月分	円
19			月分	円
20			月分	円
21			月分	円
22			月分	円
23			月分	円
24			月分	円
25			月分	円
			合計	円

【留意事項】 この様式は、申請年度内に交付決定を受けた予算の範囲内で減免を行った対象者について作成すること。

